

第73回本試験 出題論点一覧 (消費税法)

問題番号		出題された論点	難易度		
第一問	問1	(1) 課税仕入れの意義 及び 居住用家屋の売買が課税仕入れになる理由	◎		
		(2) 居住用賃貸建物の意義 及び 居住用家屋が仕入れに係る消費税額の控除の対象となるか	◎		
		(3) 住宅の貸付けの範囲 及び 個人Cに対して行う居住用家屋の貸付けに消費税が課されるか	◎		
	問2	(1) 課税期間の短縮	○		
		(2) E社のF社に対する飲食料品の販売の税率	○		
		(3) 売掛金及び貸付金の譲渡	◎		
第二問	問1	【課税標準】自由調剤	◎		
		【課税標準】市販薬	◎		
		【課税標準】サ高住福祉・サ高住サービス	△		
		【課税標準】軽減税率	△		
		【課税標準に対する消費税額】金額	×		
		【課税売上割合】輸出物品販売場	◎		
		【課税売上割合】保険調剤	◎		
		【課税売上割合】介護事業	△		
		【課税売上割合】リサイクル預託金	◎		
		【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等によりのみ要するもの エステ開発費	◎		
		【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等によりのみ要するもの 軽減税率	○		
		【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等によりのみ要するもの 棚卸資産の調整	○		
		【控除対象仕入税額】その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 通介リース・残存リース	△		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 調剤仕入れ	◎		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 慰安旅行	◎		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 調剤人材派遣	◎		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 無菌設備	◎		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 軽減税率	◎		
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 棚卸資産の調整	◎		
		【控除対象仕入税額】個別対応方式 計算パターン	△		
		【控除対象仕入税額】金額	×		
		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】金額	◎		
		【貸倒れに係る消費税額】金額	◎		
		【差引税額又は控除不足還付税額の計算】金額	×		
		【納付税額又は中間納付還付税額】金額	○		
		第二問	問2	【課税標準額】居住用駐車場	◎
				【課税標準額】原状回復収入	◎
				【課税標準額】売買手数料収入	◎
				【課税標準額】金額	○
				【課税売上割合】マンションB保証金	◎
【課税売上割合】収益分配金・貸付金利息 非課税資産の輸出	◎				
【課税売上割合】資産の国外移送(FOB)	◎				

問2	【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】月数按分及び5億円判定	△
	【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】95%判定	◎
	【仕入れに係る消費税額の計算方法の判定】個別対応方式又は一括比例配分方式チェック	◎
	【仕入れに係る消費税額】課税資産の譲渡等によりのみ要するもの コンドミニアムC家具	◎
	【仕入れに係る消費税額】課税資産の譲渡等によりのみ要するもの エアパート	○
	【仕入れに係る消費税額】その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの	○
	【仕入れに係る消費税額】共通して要するもの 資本的支出G	○
	【仕入れに係る消費税額】マンションB 居住用賃貸建物の判定等	◎
	【仕入れに係る消費税額】金額	×
	【仕入れに係る消費税額の調整】ビルA 調整対象固定資産の判定	◎
	【仕入れに係る消費税額の調整】変動差及び変動率	△
	【仕入れに係る消費税額の調整】仕入れ時の控除税額	○
	【仕入れに係る消費税額の調整】調整税額	×
	【仕入れに係る消費税額の調整】調整後の仕入れに係る消費税額	×
	【中間納付税額の計算】一月中間申告 1月～4月	◎
	【中間納付税額の計算】六月中間申告	○
	【中間納付税額の計算】金額	◎
	【納付税額又は中間納付還付税額】金額	×

難易度の「◎」は出来なければいけない部分

「○」は出来てほしい部分

「△」は出来なくても仕方がない部分

「×」は出来なくてもよい部分を示す